

令和8年度 夏休み期間通所について

夏休み期間の通所登録を希望される方は、必要書類を受付期間内に提出しお申し込みください。

●受付期間 令和8年5月11日（月）から5月30日（土）まで

受付期間を過ぎての受付はできません

●受付場所、時間

- ・大津市役所別館 1階 児童クラブ課
9時から17時まで（土・日除く）
- ・各市立児童クラブ 11時から13時まで（土・日除く）
9時から13時まで（土のみ）

支所及び郵送での受付はできません

<申請時に必要な書類>

1. 大津市立児童クラブ通所登録申請書
2. 保護者の就労証明書等、通所の資格要件を証明する書類（通所の資格要件によって必要書類が異なります。）
詳しくは「大津市立児童クラブ通所案内」5ページをご覧ください。
3. 口座振替依頼書（金融機関で手続き後の本人控えの写し）
※初めて通所登録される方又は振替口座を変更される方のみ
4. 大津市立児童クラブ保育料等減免申請書
※減免の事由に該当する方のみ



●通所登録期間と料金

令和8年7月21日（火）から8月31日（月）まで
保育料 18,000円 新規の方 傷害保険料 800円
（再登録の方は保育料のみ）

（上記期間は大津市立小学校に通う児童の場合です。他の小学校に通う児童は、当該小学校の夏休み期間となり、料金も変わります。）

- 日曜は閉所します。土曜日は利用できません。
- 夏休み期間の途中で退所することはできません。
- 家庭保育協力日はご家庭での保育にご協力をお願いします。

●口座振替日

令和8年7月31日に登録されている口座から振替します。

●利用時間

8時から15時まで 月曜日から金曜日（土曜日は利用できません）

※おやつ・延長保育はありません

●保育料の減免

減免対象の方は、減免申請書の提出が必要です。

■通所登録申請時に提出してください。

■申請がない場合は、下記の事由に該当されていても減免の適用はできません。

（申請書の提出が遅れて、通所登録期間後に提出された場合、減免の遡及適用はできません。）

保育料の免除 18,000円 → 0円

① 生活保護法の規定により保護を受けている場合

② 保護者のいずれもが前年度の市民税が非課税である場合

保護者のいずれもが令和7年度市民税が非課税である場合

（令和7年1月2日以降に大津市内へ転入された方は、前住所地の市町村で令和7年度の市町村民税非課税証明書を取り寄せて添付してください）

保育料を5分の1減額 18,000円 → 14,400円

③ ①②に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する場合

※ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った世帯及び児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯

④ 児童が兄弟姉妹で2人以上市立児童クラブに通所登録している場合

※兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象

保育料を5分の2減額 18,000円 → 10,800円

⑤ ひとり親家庭等に属しかつ兄弟姉妹で通所登録している場合

※兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象。最年少の児童は5分の1を減額します。

●通所登録決定通知 6月下旬頃 発送予定

●通所説明会 令和8年7月4日（土）各市立児童クラブにて開催します。

■詳しくは決定通知書に案内を同封しますので、ご確認ください。